

令和元年度

第 5 5 回 埼 玉 県 景 観 審 議 会

令和 2 年 2 月 7 日 (金)

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前 9時31分 開会

○(司会) 矢部副課長 おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから第55回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日の司会は、私、田園都市づくり課の矢部が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の細田より挨拶を申し上げます。

○細田課長 おはようございます。

埼玉県田園都市づくり課課長、細田でございます。

本日はお寒い中、また年度末のお忙しい中、桑田会長初め委員の皆様におかれましては、第55回埼玉県景観審議会へのご出席、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

前回の8月からこの第55回に至るまで、実は社会的にはかなり大きなことがありました。埼玉県では、ラグビーのワールドカップが熊谷会場を舞台に開催され、日本全体が熱狂の渦に巻き込まれたということもありまして、特に熊谷ラグビー場が景観審議会から景観のアドバイスをいただいたという施設でもございましたので、その成功は大変うれしく思っています。

また、一方で、非常に災害が多かった年でありました。埼玉県におきましても、風の影響はなかったのですが、川の氾濫がありました。景観とか屋外広告物に関して言えば、これは他県の事例ですけれども、ゴルフ練習場の支柱が折れるなど、これは屋外広告物ではございませんが、決して対岸の火事じゃないなということで、我々行政を扱う者としては身が引き締まる思いでございました。

本日は議題といたしまして、屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定の解除でございますとか、公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、また広域景観形成の取組について報告をさせていただきます。

また、前回設置されました部会につきまして、部会長、委員を中心として検討していただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、特に諮問事項はありませんが、委員の皆様それぞれからご視点、それぞれの分野の視点からご意見をいただければ、大変ありがたいと思っております。

結びになりますけれども、今後とも埼玉県本県の景観・屋外広告物行政にご指導、ご支援

を賜りますよう、引き続きお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○(司会) 矢部副課長 それでは、資料を確認させていただきます。

お配りしました資料は、次第、出席者名簿、座席表、右上に表示があります資料の1-1、1-2、1-3、1-4、1-5はA1サイズの折りたたみである禁止地域の地図、1-6、1-7、2-1、2-2、3-1、3-2とグリーンのファイルの参考資料となります。不足等ございませんでしょうか。

本日の審議会ですが、楠委員が少し遅れるとの連絡が入っています。委員13名のうち、現時点で9名の委員の出席をいただいております、委員の過半数の出席でございますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会が成立しますことをご報告申し上げます。

なお、本日の欠席の委員は、川井委員、田中委員、それと上岡委員の3名となります。

それでは、規則により、これからの進行については、議長である桑田会長にお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○桑田会長 それでは、皆さん、よろしくお願いいたします。

ここで、議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づき、本日の議事録に署名をいただく委員を指名いたします。

今回は、朝倉委員と梶島委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

それで、続きまして、今日、本日、傍聴者の方はいらっしゃらないですか。はい、分かりました。傍聴者はいらっしゃらないということで、議事を進めてまいります。

それでは、議題(1)、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定の解除について、屋外広告物専門部会の部会長である大沢委員からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○大沢委員 了解いたしました。

この案件につきましては、当審議会において継続して審議してきたものでございます。

そこで、まずこれまでの審議経過と禁止地域の概要等につきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○宮沢主査 事務局の田園都市づくり課の宮沢でございます。

ご説明いたします。恐れ入りますが着席させていただきます。

それでは、まず資料の右肩に資料1-1と表記してある、左上はステープラーで閉じてある資料を御覧ください。

念のため、これまでの審議経過を簡単に振り返ってみたいと思います。

まず、第53回の景観審議会、本日は第55回ですけれども、2回前の審議会、昨年3月20日に開催されたものでございます。このときに、滑川町の国営武蔵丘陵森林公園周辺で指定してある道路沿いの禁止地域でございますけれども、この指定の解除について意見を伺ったところでございます。

その意見を伺う趣旨は、次のようなものでございました。

まず、熊谷市がその直後、平成31年4月1日から独自の屋外広告物条例を施行する見込みでございました。そうしますと、従来は埼玉県条例に基づきまして、県が指定していた禁止地域があったわけですけれども、市が改めて自前の条例に基づいて禁止地域とする、しないということ判断する必要があったわけですが、市は条例の施行に際しまして、道路に関する禁止地域は指定しないという意思を固めておりました。そうしますと、従来は道路に沿って、資料1-2のような配置になっているわけですが、これが東松山市から滑川町を通過して熊谷市まで続いていたのですけれども、熊谷市分が県の禁止地域としては外れ、市も指定をしないということになりまして、事実上、1本の道路なわけですけれども、途中で途切れることになりました。また、東松山市内、それから滑川町市内も、地域によりますけれども、店舗等の立地が進んでいる、一部ですけれども、そういう状況も見られるので、これを機に禁止地域の解除を県としては検討しているところですが、その条件について意見をお伺いしたいという趣旨でお諮りしたものでございました。

これに対しまして、昨年3月の第53回審議会では、次のような意見が出されました。

熊谷市が独自条例を施行して途切れてしまうということですが、景観行政団体が独自条例を制定した場合、つまりこの熊谷市のような場合、その境界で対応が異なるというのは十分想定できることであると。したがって、必ずしも問題ではない。

2つ目としては、森林公園の存在、それからそこへのアクセス道路だということを考慮する必要があるのではないか。

また、ほかの禁止地域の取扱いにも影響するので、県全体の考え方を整理した上で滑川町等について検討すべきであるというような意見が出されまして、その審議会でのご発言の中では、何かワーキング的なものを設置して検討できないのかというお話が出まして、制度上

は専門部会を設置することができる。そこで慎重審議を重ねるべきということになったわけでございます。

これを受けまして、年度が変わって8月の第54回審議会でございますけれども、このときにも、やはり意見を伺うと同時に、正式に専門部会を設置して、禁止地域の取扱いについて、現地視察と審議をするということを決定いたしました。審議会本体の動きは以上でございます。

資料1-2は、先ほど申し上げたとおり、焦点となっている道路沿いの位置図でございます。

資料1-3は、現地のうち一部の状況を撮影したものでございます。また後ほどちょっと戻りたいと思います。

専門部会の話にいく前に、この禁止地域の概要と県内の指定状況を簡単にご説明いたします。

資料1-4を御覧ください。

屋外広告物の禁止地域というものは、非常に多岐にわたっております。資料1-4の1番のところでございますが、例えば、都市計画法上の用途地域ごとに指定をする低層住居専用地域などが入っております。またそれとは別の視点で、都市公園に指定された区域も禁止地域としております。また、公共施設敷地なども禁止地域でございます。また別の視点から、高速道路等というのは、法律上の高速道路じゃなくても、自動車専用道路などを含んでおるのですけれども、そういった道路の区域内をやはり自動的に禁止地域に指定しております。道路の区域内は当たり前じゃないかと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、一般道は非常に限定的ではありますけれども、電柱の巻付け広告など幾つか広告が出る場合がございますが、高速道路等は一切許されないということでございます。

そこから先、アンダーライン引いてある2つが今回大きく関係してくるところでございます。

1つは道路等の知事が指定する区間。これは道路の区域内の話でして、一般道などこれに指定されますと禁止地域となりまして、例えば電柱の巻付け広告なども出せないということになります。

加えまして、アンダーラインの2つ目は、道路等から展望できる地域で知事が指定する区域、展望できる地域という表現をしておりますが、要するに道路の沿道ということでございます。これは、一般道、それから高速道路と個別に指定をすることになります。

以上、禁止地域の種類は多岐にわたっております。

禁止地域と申し上げましても、実は適用除外とされるものがございます、自家広告物と言われるもの、つまり事業所やお店などが多いわけですけれども、その建物や敷地内へ自前の自己のお店の名前や事業内容などを表示するもので、大きさに制限はあるのですが、そういったものは適用除外でありますので、禁止地域であっても広告を出せるものがあるというところで、非常に複雑な制度となっております。

禁止地域は多岐にわたっておりますけれども、このうちアンダーラインを引いた道路関係で県知事が指定するものがどうなっているかと申し上げますと、手続上は「禁止地域等の指定について」という告示を行っております、そこで指定をしております。これが一般道関係で39の区間と沿道の区域、高速道路等につきましては、これは沿道で7つの区域がございます。具体的には、お配りをしてあります大きな地図、資料1-5に落とし込んであります。各地にご覧いただき、なかなかこれを御覧になっても分かりにくく大変恐縮でございますが、このような状況となっております。

資料1-4に戻っていただきまして、この中の3で、知事指定区間・区域の性格と禁止の範囲と書きました。まず、一般道でございますけれども、4種類に便宜上、分類をいたしました。明確にどこかに告示で表記されているものではございませんが、まず1つ目は、秩父方面に多いのですけれども、山間部です。これは、大抵沿道200メートル範囲となっております。

2つ目は、昔からある街道の並木区間。これは、かなり市街化が進んでいる草加市内の旧日光街道であったりとか、ふじみ野市・三芳町の旧川越街道、その他幾つかございますが、これは区域によって沿道の範囲が200メートルであったり、100メートルであったり、50メートルであったりしております。

3つ目は、丘陵地の里山というふうに分類してみたのですけれども、例えばこの森林公園の周辺であるとか、越生付近であるとか、東松山、それから吉見にかけてであるとか、そういったところで、やはり200メートルの区域を指定しております。

4つ目として、圏央道が比較的最近開通をしまして、新しいインターチェンジが幾つか造られました。また関越道などではスマートインターという形で、やはり新設のインターチェンジがございます。そういったところは、インターチェンジのすぐ近くは産業を誘導する開発を促進する区域でございますけれども、さらにその外側は田園風景が広がっていることが多くて、放っておくとスプロール化するおそれがある、また広告なども乱立するおそれがある

るということで、その開発を促進する区域の外側を禁止地域に指定したものでございまして、比較的狭く50メートルの範囲。これは、この10年くらいの中に新たに指定したものでございます。

一般道を分類しますと以上のような形になります。

高速道路関係は大きく2つに分かれておりまして、首都高が埼玉県内に一部伸びておりますけれども、加えまして、あと外環道、この2つに限っては、沿道200メートルの範囲を禁止地域にしております。それ以外の郊外に延びる関越とか東北道とかそういったものにつきましては、500メートルの範囲を禁止地域にしております。

ここまでちょっと長くなりましたけれども、禁止地域の概要と県内の指定状況でございます。

審議会の話に戻りますけれども、今度は資料1-6を御覧ください。

先ほど審議会本体で屋外広告物の専門部会を設置して、現地視察などを行うことを決定したと申し上げました。その決定を受けまして、専門部会を開催しました。

まず、期日でございますけれども、12月18日と24日、2回に分けて行いました。5名が専門部会委員になったわけですが、日程の都合で2回に分けての開催となりました。5名がいずれかの日に参加をされておられます。

この場所ですけれども、国営武蔵丘陵森林公園周辺のこの争点になっている主な道路とその沿道を調査していただきまして、更に、近くの埼玉県の庁舎で質疑応答、意見交換を行っております。

さらに、文書での意見集約を行いました。これは1月15日までにお出しをいただいたものでありまして、どのような点からご意見をいただいたかということ、2つございます。(2)テーマ、主な意見の①と②ということでございます。

①のほうは、禁止地域の指定の前提である森林公園周辺の景観についてということでございます。ここに主な意見を要約させていただきました。緑豊かな田園景観・丘陵地景観がおおむね保たれているという評価がある一方で、ただその魅力を高めるような仕掛けがされているとは言えないのではないかと。また一方で、違反広告物がちらほらあるということに加えて、違反ではない先ほど申し上げた自家広告物があったりするわけですが、その辺がこの地域の景観とはなじまないものがあると。その辺を今後検討していく必要があるのではないかとというふうな指摘が出されました。

テーマの2つ目といたしましては、②ですけれども、森林公園周辺の禁止地域の今後の取

扱いについてということで、これはこの禁止地域を解除する必要はないというご意見と、それから禁止地域を継続する必要はない、つまり解除をしてよいのではないかという両方の意見が出されました。また、熊谷市は禁止地域の指定を行わなかったわけですけれども、再検討というか再指定を少し検討してもらおうということはできないだろうかとか、また今回はこれはこれでよいけれども、このような連続性が損なわれることは今後またあるかもしれないと。そういったときに、今回のような議論にならないように、あらかじめ両方で検討する仕組みをつくっておくことが重要ではないかと、そういったご意見が出されました。

ここまでがちょっと長くなりましたが、専門部会開催までの流れと、それから制度の概要のご説明でございます。

更に、写真の説明を付け加えさせていただきました。御覧になっている資料の中に、1-3として写真、両面刷りで4枚掲げております。1枚目、2枚目、3枚目は、比較的一番広告が少ない田園風景が広がっている地域のところでございます。4枚目、なめがわ森林モールという看板が見られるものは、滑川町地内で比較的近年新たに開発された、いわゆる郊外型のショッピングモールであります。これは、このなめがわ森林モールという看板、それからさらにその後ろにコーヒーショップと思われる看板がございますが、こういったものが自家広告物に当たります。したがって、ただその大きさの制限がありまして、なめがわ森林モールの看板が、寸法を厳密に測らないとはっきりしないのですが、ちょっと微妙なところ、10平米までが自家広告物として認められるものでございますので、これが微妙ではあるのですけれども、その後ろのコーヒーショップの看板などは、恐らく10平米以内に収まっているということになろうかと思えます。さらに、その上の写真で、何かラーメンとか、真ん中のヤマガタヤと読むのでしょうか、そういった看板がございますけれども、ここも沿道のお店の看板ということで、この辺は自家広告物ということになります。写真ではなかなか分かりにくいですが、この辺には少ないのですが、別の地域では違反ではないかと思われる広告物も実はございました。

現地の状況としては以上でございます。

○大沢委員 ありがとうございました。

続きまして、事務局の説明がありました専門部会の現地調査、意見交換、意見集約を踏まえて、部会長としての意見を申し上げたいと思えます。

お手元に資料1-7がございます。一度に部会開ければよかったのですが、年末ということでなかなか日程が合わなかったということで、2回に分けて開催し、その後、委員の皆様



からご意見を頂戴して、まとめたものでございます。

まず、視点といたしましては、まず一番上でございますように、国営武蔵丘陵森林公園の意義、ポテンシャル、景観上の重要な役割というものを皆さんにお伺いしたところでございます。それを総合的にまとめますと、おおむね良好な田園景観が広がっており、今後も維持する価値のあるものであるというのが、皆さんの一致した意見かと思えます。

2番目でございますが、今回の議論の対象となっている路線沿道の禁止区域及び森林公園自体を含め、その地域の魅力を高めるような屋外広告物のデザインや効果的な情報発信がなされていないという課題はちょっとあるのではないかなと、現地調査を見て感じたところでございます。

そのため、禁止地域では、商業施設の敷地内に合法的に設置されている自家用広告物といえども、設置の際、地域の景観を向上させるという視点を組み込むことが望まれるのではないかなというのが意見でございます。

さらに、現地調査の結果、自家用以外の広告物は違法な設置が散見されているという実態もございました。

一方で、他の地域と比べますと、そういった違法な設置というものは抑制されているというふうに見受けられますので、禁止地域指定にしてきた効果があるのではないかなというふうには考えております。

それら状況とか今まで規制してきたということ、それから国営の武蔵丘陵森林公園というポテンシャルを踏まえますと、現時点で禁止地域を解除する必要性は低いのではないかなというのを考えております。

そういったことですが、事実、先ほど事務局よりお話ございましたが、熊谷市の部分につきましては、既に禁止地域を外しているというような実態がございます。市の独自の条例に移行した際に外しているというような実態がございます。

一方で、地方分権化ということがございますので、熊谷市が下した判断、もう市の条例が施行されておりますので、その判断は尊重することとしたいと思っております。しかしながら、過去、県が指定してきたという実績はございますので、禁止地域の指定に関する考え方というのを再度確認すると。今までこういう観点で指定してきました、一方、熊谷市のほうにつきましては、外したようでございますがということでどうでしょうかというような確認をするということが望ましいのではないかなという判断をしたところでございます。ですので、部会といたしましては、いろいろご意見があったところではございますが、現時点では

禁止地域を解除する必要性が低いということ、それから熊谷市に関しましては、一度確認するという行為を行ってもよいのではないかという意見でございます。

一方、もう一つは、先ほど大きい図面でお示しいただいておるところではございますが、複数市にまたがって指定されているという実態もでございます。例えば山間部の秩父エリアでは秩父市皆野町、長瀨町などとまたがって指定されているような実態もでございます。そういった場合には、市独自の条例が制定された場合は、場合によっては一部の市だけの部分、路線で利用する方にとってみれば、一つのネットワークとして使っておりますが、一部部分は禁止区域でなくなるというパターンも考えられ、その分いろいろな課題が生じることもありますので、これにつきましては、今日結論ということはないのですが、あらかじめ1つの路線において複数市町村にまたぐような場合については、あらかじめ協議するような仕組みを今後構築していきたいというふうに考えておる次第でございます。

一方、さらに今回の視察でも痛感したところでございますが、屋外広告物は単に設置の可否だけではなく、いかに地域の景観の向上に寄与できるかという観点からも検討していかなければいけないのではないかなというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

○桑田会長 ご説明どうもありがとうございました。

それでは質疑を行いたいと思います。

まずは、先ほどの事務局の説明に対するご質問をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

○荷田委員 資料1-1の部分でちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、第53回の時の審議経過というのをいただいたのですが、滑川町の禁止指定解除について、意見の聴取を行ったということで、第53回の議事録には町長さんのお名前解除することに同意しますよというような同意書を頂戴していると書いてありました。その効果はどうなるのかなという事が1点あります。

この資料1-1の2つ目の丸の下を読んでもみると、どうも県から滑川町に、熊谷市が独自の条例をつかって市として解除するので、滑川町もどうですかというふうに持ちかけたように私は読めたんですね。そうしたところ、町長のお名前解除していいですよみたいな同意書をいただいているという実態なのかなと受け取ったものですから、その流れとその同意書の取扱いをどうお考えになるのかという部分を教えてください。

最初そこで1回切ります。

○桑田会長 はい、お願いします。

○宮沢主査 お答えいたします。

おっしゃるように、滑川町との文書のやり取りで、意思確認を昨年2月に行っております。昨年3月の第53回景観審議会を前にして、文書での意思確認を行ったところでございます。このときは、もちろん県としての決定前でございますが、参考に町の意見、解除をすれば何かご意見ありますかと伺ったところ、解除に同意するというご回答をいただきました。

私どもは、その時点では事務局側としては、解除する方向で考えていたもので、そういうことになってしまったのですが、その後これまでの審議会の審議、それから専門部会の検討などもありまして、もう一度、滑川町のことを、これは文書でなくて口頭ですけれども、再確認をいたしました。もちろん同意ということに変わってはいないですが、それはぜひ外してほしいということなのか、あるいはそうではないのかと伺ったところ、積極的に解除してほしいということではないと。ただ、県がそのように解除するということを決断するのであれば町としてもそれに同意しますという意味であるという補足説明をいただきました。先日確認をしたところでございます。

○細田課長 補足でございますが、文書で意思確認をしたことをご説明しましたが、私ども、前回の議事録はもちろん、前々回、今、荷田委員のほうからありました議事録を確認したところ、これ全て実はオープンになっていますが、今日のこの議事録も全部オープンになります。実は今日の審議会が終わった後に、埼玉県から文書を再度出そうとで思っております。

以上です。

○桑田会長 よろしいですか。

では、続けてどうぞ。

○荷田委員 すみません、ちょっと細かな話で申し訳ないですけれども、滑川町の文書というのは、町長名で多分出されているとは思いますが、あくまでも事務レベルの文章を対外的に町長名で出したという理解で大丈夫ですか。要は町議会の議決を経て町長まで意思決定をして出されている文章なのか、ご担当の町のセクションが県に出すに当たって、町長名で出した、いわゆる事務レベルの文章なのかということで、少し重みづけが違ってきちゃうと思うんですね、私が思うには。事務レベルで発している文章だけでも、対外的には町長名で県知事宛てに出したということであれば、本当に参考の文章で、今ご説明いただいたような手続で構わないと思いますけれども、議会の議決とか同意を経て出した文書となると、

今度は議員との関係や何かも出てきますから、その辺はどう捉えたらいいですか。

○宮沢主査 町の中で町長まで説明をしたかどうかの確認は、実はしておりません。ただ、議会に諮ったということも正確には確認しておりませんが、経緯から考えると、議会に公式に諮るものではないということと、やり取りの経過を見た限りでは議会の議決を受けたとは思えないのですが、そこは念のため、もう一度確認いたします。

○荷田委員 すみません、最後にします。

一般的に行政が文書を出す場合というのは、決裁区分は決まっているじゃないですか。例えば課長さんまでの決裁とか部長さんまでの決裁、あるいは県で言えば知事さん、その下の副知事さんまでの決裁で対外的に文書を出す場合でも長の名前で出ますよね、県で言えば知事名で。これは町も同じだと思うんですね。町も何々課で決裁、課長決裁だけれども、対外的に県にお返事するには町長名で出しますという話のいわゆる事務的な文章であれば、先ほど来、事務局の方がご説明されているような意味合いで、参考というのですかね、最初の部分の事前の裁きの部分になるのかなというふうには思っています。だけど、そうではなくて、町長さんとか町議会さんまで報告をしてオーケーを取っていると、なかなか意思決定を変えらるというのが難しい部分がありますから、その辺はまた町とのやり取りの中でご確認いただければいいかなと思います。

資料1-1については以上です。

続けて、専門部会の皆さんには本当に丁寧に対応していただいて、資料もきちんとできていますし、写真も非常に分かりやすいので、本当ありがたいなと思って聞いていました。

部会長さんからの意見という形で結論があったかと思えますけれども、私個人としては、この意見で十分納得できますから、その方向で進めていただければなと思っております。

以上です。

○桑田会長 ありがとうございます。

確認ですけれども、事務局としては、町ともう一度、例えば議会にかかったのかどうかも含めて確認をお願いします。

○宮沢主査 はい、分かりました。

○桑田会長 他にいかがでしょうか。

お願いします。

○池邊委員 部会に参加させていただきました。今のご説明の中で、当初は、この3月時点ですけれども、県も、滑川町の部分も指定解除でいいという姿勢であったということ自体に疑

問があります。やはり景観行政団体というか、景観法を施行して以降、色々な意味でアドバイザーだとか、そういうもので建築物についてはすごく進んできました。広告物についても、たまたま私のほうでも今年学生が公共施設の広告物のガイドラインみたいなものを調べたりもして、昨今では、日本の広告物がアジアの中で言うとなしなほうですけども、先進諸国に比べるとかなり広告物に対する規制とかが弱いという部分もあります。やはりそういった意味では、景観審議会前に一応同意しますかみたいな形の話であるのに、今回専門部会をやった結果、続けてくださいという話になるのは、町としては今、荷田委員おっしゃったように、少しどうかなという部分があると思います。その辺りについては、今後も県さんにはぜひともご対応には注意していただきたいと思います。

あと、もう一点、熊谷市については、最後の川のところまでは行っていないですけども、どちらかというと、滑川町よりも広告物がない地域だった。熊谷市があえて滑川町と同じようにその広告物、さっきショッピングモールの写真がありましたけれども、ああいうものに対する規制は熊谷市の領域において要らないという感じではなくて、熊谷市の領域は、両側が緑に覆われておりまして、自家広告物も出る余地のない場所であったということもあり、我々としても熊谷市の領域はそれでもいいのではないかという判断をいたしました。ですから、これが同じように広告物が出せる場所であった場合にはどうなのかということについては、今後も注意をして対応する必要があるのかなとも思います。

以上でございます。

○桑田会長 事務局からは何かありますか。

○細田課長 独自の屋外広告物条例は、実は全県で63市町村のうち、10市町が屋外広告物条例を定めております。ちなみに、県内の景観行政団体は17ございます。その景観行政団体のうち10団体が屋外広告物条例を定めております。

滑川町は、埼玉県の条例を適用し、実際の実務は権限を移譲しております。そう考えた場合、埼玉県の条例を適用しているという特性も踏まえ、これについては、もう過去の話ではございますけれども、広域行政を預かる埼玉県としては、そのような働きかけがあったというのは事実でございます。

ただ、昨年度から今年度の審議会での審議を踏まえまして、今後は先ほども荷田委員からご質問がありました文書で頂いたものに対して今後どうしていくのかということにつきましては、文書を再度やり取り差し上げるということで、県としては、広域行政体の責任を持って、誠意を持って対応していきたいと思うのが1点でございます。

2点目です。熊谷市への対応ということでございます。

熊谷市についても、実は意見交換、部会のほうで意見をいただいたことにつきまして、すぐに訪問して意見調整を始めております。熊谷市としては、屋外広告物条例を4月から運用しているというところで、県としても心苦しい部分もありますが、引き続きも情報交換をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上、滑川町、熊谷市ともに県として引き続き、良好な関係を持って意見交換し、良好な景観形成に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○桑田会長 よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。

お願いします。

○梶島委員 部会意見についてでもいいですか。

○桑田会長 はい、どうぞ。

○梶島委員 部会で皆さん一生懸命議論していただいたと思います。その結論に対して、私はこれで賛同いたします。よかったと思います。

ただ、一つ、県の広告物条例を改めて見ますと、大きさに関しての規制はありますけれども、例えば材質についてはない、色についてもない、周辺環境との取り合いについてもない。色々な行政団体が参考にするものとしては非常に弱いと残念ながら思います。なので、これをベースに色々な行政団体の方が広告物条例をおつくりになるときには、もう少し何か県としてもきちんとした基準を持っておくべきではないかと思えます。これはかなり甘い基準だと思います。それが1点。

2点目は、熊谷市についてです。さっきの話で解除はしたものの、立てられる場所がないというのは、それはそれでよかったなとも思えます。ただ、1回解除をしたものを考え直してというのは、これは難しいのだろうなと思えますけれども、解除をしてもなお、やはりここについては重要だから、こういう方向で少し緩やかなルールづくりでもしてはいかがですかというお勧めが適切かなと思いました。

とりあえず以上です。

○桑田会長 では、お願いします。

○細田課長 ご意見ありがとうございます。

県の屋外広告物条例の内容のお話でございました。確かに屋外広告物条例、県のものを見

ますと、そのような例えば材質とか、周辺環境との取り合いという話は確かにございません。

条例につきましては、実は今、県として動きがございまして、今日、楠委員が専門的な分野でお詳しいのですけれども、例えば安全の面とか、またあるいは点検業務とかという形で条例改正は既に検討しております。それと併せて、例えば東京都のプロジェクションマッピングの取り扱い等、色々な動きがあります。今の梶島委員のお話も踏まえるような形で、条例改正を今検討しております。時期的についてはなかなか明言できませんが、今その内容を検討しておりますので、ぜひともまたご意見をお伺いできるかと思っております。

○梶島委員 素案ができたならここに出てきますね。

○細田課長 はい、審議会にお伺いをさせて頂きたいと思っております。時期については、決まっておりますが、またよろしく願います。

あと、熊谷市への働きかけということでございます。まさにそのようなお話を実はさせて頂いたところでございまして、市の条例がもう施行されているという前提で、もちろん先ほど大沢部会長から、熊谷市の意思を尊重しながらということの延長で、また現地にまだ屋外広告物が設置されていないという良好な景観という前提で働きかけを続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○梶島委員 その働きかけをするにも、県としてももう少しましな条例がないと、何かお願いするにもしにくいなどは思うので、なるべく早く条例改正をしていただくと思います。

○細田課長 叱咤激励を頂きありがとうございます。

○桑田会長 よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

○藤井委員 今回の事例に関してはこの内容でよろしいかと、私も思います。

大沢部会長のほうからご説明のあった意見の中の一番下から2つ目の今後のところについてなんですけれども、複数市町村にまたがっていた地域の問題だけじゃないのかなと思いついて、新しく景観行政団体に今なろうとしているところがないのかもしれないけれども、将来的にそういうところが出てきた時に、その決定に委ねつつも、県としてこれまでこういうことを景観として大事にしてきましたというところを、できるだけその新しい団体の景観計画の中でも、考えてみてくださいとあらかじめ協議をしておくという事や、今後、屋外広告物に関する条例がさらに増えてくるかもしれない時に、やはり事前にこれまでやってきたところ、丸ごとのときもあると思うので、お伝えして引き継いでいただくという事も入れ

ておいていただけるといいのかなと思いました。境界部分だけじゃなくて、丸ごと入っているときも対象に考えていただきたいと思います。

○桑田会長 では、大沢先生。

○大沢委員 ありがとうございます。藤井先生ご指摘のように、今、道路ごとに考えてしまっ  
て、狭い視野になっているかもしれないのですが、丸ごと移譲したときに、その道路の上  
の問題も出てくるかと思imasので、今後ちょっと実は下から2番目については、今後どうい  
う仕組みかというのは、まだちょっとこれからの引き続き事務局と調整していかなきゃいけ  
ないと思いますので、その中で、1つの自治体の中で路線が完結するところでも、条例が県  
から市の独自に移行した場合の在り方については、この中で検討したいと思imas。

○桑田会長 今のご説明で、資料1-7の下から2つ目の丸ですけれども、「また」の後で、  
「複数市町村にまたがっていた」というふうにありますけれども、これを取ってしまえば、  
今の藤井先生のご意見も含まれるかと思imasけれども、大沢先生、いかがでしょうか、矛  
盾しますか。

○大沢委員 大丈夫です。これで、これ路線ごとのイメージが強過ぎて、複数市町村という、  
先ほど秩父の例ということでお話をさせていただいたものをベースに考えていた所があるの  
ですが、これを取ってしまっても別に県の指定が伴って一部禁止地域でなくなるということで  
多分読めると思imasので、よろしいかと思imas。

○桑田会長 分かりました。

では、今のように少し意味を広げる形で、ご意見ということで、ちょっと字句を修正させ  
ていただければと思imas。

そのほかいかがでしょうか。

○楠委員 条例解除してもいいのではないかと行ったのは私ですけれども、ちょっと業界の立  
場として。

まず、森林公園、その頃ちょうどイルミネーションのイベントとかやられていましたが、  
やはり少し閑散としている感じがありました。ああいう大きい公園というか施設には結構  
点々と案内看板が立っていて、入りたいなという誘導というか、そういうものをあちこちで  
されている中で、森林公園は全くそういうものがなかったので、そういうものも必要かなと  
いうことで、もし解除できるのであれば、解除されてもいいのではないかなという意見を書か  
せていただきました。

あと、違反広告物について、新しい物はなかったのですけれども、古い物で結構見目が



かなり悪い物がありましたので、それをできれば強制撤去できればいいのかなと思いました。皆さんの意見では解除できないとするものが多かったので、それはもうしょうがないと思います。

以上です。

○桑田会長 何か事務局から。

はい、お願いします。

○細田課長 ご意見ありがとうございました。

今、楠委員からお話がありました違反広告物と思われるものをできれば強制撤去ということで、その辺りを踏まえて、地元滑川町と埼玉県がタッグを組みまして、今後どのようにやっていくか検討してまいります。違反であるという事実と、あとは先ほど冒頭にもご挨拶で申し上げましたが、それが倒れてきた場合とかの安全面でございます。その辺りを踏まえて何とか良い方向に、もちろん良好な景観、そして安全の確保について取組させていただければと思っております。

以上です。

○桑田会長 それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 少し重複しますがけれども、私も向こうへ行ってみて、そんなにここの道路空間が整理されてきれいだなという感じがあまりなくて、いろいろ聞いてみると、確かに広告物は少ないとか、違反物とかは無いとか、そういうのは分かります。けれども、もう少し埼玉から離れていくと、こういう景色でもっときれいな所がいっぱいあるので、本当に禁止区域として頑張っている景観になっているかなという、あまり感じなかった。

それで、今の広告物がないと寂しいということも出てくるとは思いますけれども、本当にきれいな景色になって、自家広告でちょっと小さくてもしゃれたのが出てくると、それはそれでまあ十分僕は機能するのではないかなと思います。あるいは、何かの催事のときにはこういうのを外して、何か楽しいものがイルミネーションで出てくるとか、そういう物が出てきてもいいと思いますよね。それで、それをやるためには、多分広告物だけの問題ではなくて、一つは広告物をもう少しレベル上げるために、今は大きさぐらいですけれども、先ほどから言っている色彩の話とかそういうものも、ここに合った色彩はどういうものかというのを足していく方がいいかなと思っています。

それから、もう少し先には、例えば国土交通省も、道路の附属物で周辺に緑が多い時なんかは、少し明度を落としたものを使いましょうとかそういうこともやっているの、特に最

初の写真で言うと、上のほうに細い道があって、歩道にガードフェンスがこう付いていますけれども、例えばこういうものがダークブラウンになるとかそういうことだけでも随分違うし、それからできれば電柱を何かこの位置じゃなくて、本当は近場にして欲しいですね。それからその次のページでは、なめがわ森林モールというのがある、これはこう大きくて、ぎりぎりかもしれないということですが、ここなんかはちょっと質問で、これは奥にスターバックスがありますよね。さらにその奥に何か黄色と赤の看板がありますよね。こういう自家広告であれば、ここに入った店舗はみんな出せるということですかね。例えば20店舗入っていたら20本出てくるという可能性もあるのですか。

○宮沢主査 トータルでの制限がありますので、幾らでもよいということはありません。

○秋山主事 すみません、私から。

禁止地域の場合、自家広告物でもその敷地内で許可不要で出せるのが3個以下となっていて、その敷地の中のトータルです。許可を取れば4個までは出せると。ですので、5個以上は自家広告といえども、その禁止地域の1つの敷地内には出ないという規制になっています。

○吉田委員 かなり大きい敷地でも同じなのですね。

○秋山主事 そうですね。

○吉田委員 1つでも許可を取れば、3つとか4つとか出せるという事ですか、認められれば。

○秋山主事 許可を出せる本数が、最大で4つという事になります。

○吉田委員 何かその辺もこの辺りの景色でいうと、あまり道路際のこういうのが出ないほうがいいかなと思います。あるいはさっきのラーメンも自家広告物と言うけれども、これどっちか1つじゃないのと、ヤマガタヤと。もうこういう小さいのは1か所でしょうか、もう少し低くしてしゃれたのにしてくださいよとか、何かそういうことがもう少し数だけではなくて、景観的にどうやったら効果的になるかということを考えながら基準を作らなきゃいけないと思います。今までの屋外広告物は、安全性とかが基本で、景観としての検討というのは少し遅れていると思いますね。景観はもっと看板だけじゃなくて、他の物もいっぱいありますから、建物の色彩から何から。あるいは、道路附属物の利用とか、そういうものも含めて。そこも総合的に、このぐらいの地域になれば総合的に景観の検討をして、その中で広告はここではこうあるべきだということがもう少しはっきり言えるといいのかなと思いました。

ついでですけれども、今のなめがわモールのところで、歩道のところに、ガードレールがダブルで入っていますか。歩道の車道側に茶色いのが入っていて、歩道、左側、敷地側には白いガードレールですよね。2本だったら、車道側が白くて内側が黒か、車道側が焦げ茶色

になっていけば白いほうも両方とも茶色にしてくれると、それだけでも随分見え方は違うな  
と思いますけれども。

○宮沢主査 道路管理部門とこういった件についても話をしたいと思います。

○吉田委員 ぜひ景観的に、総合的に禁止地域に行ったらすごい景色だなと、埼玉いい道  
路がありますねとなるように、広告も含めて全体で少し検討するといいと思います。

○佐藤委員 個別では、今、いろいろ意見が出ております。行政の立場から、委員の皆様に対  
してですが、屋外広告物法、屋外広告物条例で全て景観を規制するのはなかなか難しいので、  
事務局は景観審議会というふうに招集をされているので、屋外広告物でできる部分と、本来  
の景観を景観条例でできる部分をうまく仕分けしてこれから考えていただければと思います。  
よろしくをお願いします。

○細田課長 先ほどの吉田委員、また今の佐藤委員から頂いた、景観行政と屋外広告物行政を  
一体となってやらないと、禁止地域の効果が出ないというのは、おっしゃるとおりでござい  
ます。引き続き、努力しますというよりは、具体的には県で定めている条例が、もしかした  
ら網が少し緩くなっているものの、新たに景観行政団体になった市町村が独自の屋外広告物  
条例制定し、きめ細かくなっていくのかもしれませんが。ただ、まだ県の条例を多くの市町村  
が適用しながらそれぞれの権限を用いてやっているという以上は、県が条例を持っている責  
任ということで、先ほど梶島委員からもございましたが、条例改正案の方向で、できるだけ  
きめ細かい、屋外広告物と景観行政をしっかりと合わされていい効果が出るような形で、言葉  
で言うと非常に抽象的になってしまうのですが、具体的な基準とかにも反映ができればと思  
います。その中では、具体的な識者の話でございますとか、最後のガードレールの話は大変  
貴重になります。今の佐藤委員のお話で、屋外広告物条例と景観条例にできる仕分けとい  
うのでしょうか、それについても大変貴重なアドバイスを頂きました。ありがとうございます。  
今後、県として取組んでまいります。

○桑田会長 よろしいですか。

池邊先生、お願いします。

○池邊委員 一つ、先ほどの吉田委員がおっしゃられたことと関連しますけれども、この自家  
広告物というのが、今拝見しますと、自己の住所、または事業所、営業所、もしくは作業所  
にというふうを書いてあって、必ずしも自己所有とは書いていないです。そうしますと、例  
えば、今、吉田委員が言われたような20か所、それが定期借地権で例えば道の駅でも平場  
に立たれているようなものがありますよね。それ全部定期借地権で20件立っていたら、そこ

に住所が営業所としてはあるということになるので、3つ以上だと許可ということにならなくて、住所があれば定期借地権の場合には全て20個立つと、しかもそれぞれが別個のデザインで立つ可能性があるということになりますので、今、大規模のモールが昔のように大手がぼんとやるのとはまた違って、ここの先ほどの森林モールもそうですけれども、個別の建物がコンテナ方式で出てくるようなものが今後も想定されますし、それが定期借地権である場合には、登記上ここに住所があれば、それは可能というふうになってしまいますので、その辺りも今後の社会情勢に合わせてということで、条例改正の際にはご考慮していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○宮沢主査 確かにこのような大規模な施設の取扱いが十分想定されていない面がございますので、その辺を考慮した基準が十分効果的なものになるように、改めて検討していきたいと思えます。

○桑田会長 その他いかがでしょうか。

○桑田会長 朝倉委員、もしもあれば。

○朝倉委員 結構です。

○桑田会長 よろしいですか、分かりました。

それでは、ご意見を色々頂きましてありがとうございました。まずは、部会長さんから資料1-7、文言としては、下から2つ目の丸の複数市町村にまたがっていたという文言は取って、ちょっと広い構えで文章をつくるということにしたいと思えます。その他は、今、条例が改正の検討をしているということですのでけれども、どうやったら効果的にというお話が色々な面から委員から出されましたので、そこをいかに反映させるかというところは、ぜひ頑張ってくださいと思えます。

ということで、文章としてはこの方向で進めて頂くということでよろしいでしょうか。

○宮沢主査 すみません、細かいところですが、今のところ、複数市町村にまたがっていたところを削りますと、その次の行の一部のみというところも消えるのではないかなと思えます。それを含めて、意味の通る文章に修正したいということでよろしいでしょうか。

○桑田会長 そうですね、じゃ、広い構えで取れるように文言は精査するというで。

○大沢委員 じゃ、今ございましたが、ちょっと下から2番目はもう一度精査して、事務局と私のほうで、趣旨は理解しておりますので、その旨で修正させていただければと思えます。

○桑田会長 そのような形でよろしいでしょうか。

それでは、ご異議ないようでございますので、以上をもって埼玉県景観審議会の意見といたします。

続いてなんですけれども、報告事項の（１）埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、まずアドバイス案の報告について、公共事業景観形成専門部会の部会長である、これも大沢先生にお願いしてありますけれども、ご説明お願いいたします。

○大沢委員 了解いたしました。

本日ご報告いたしますアドバイス案は、基本設計の段階のアドバイスの１件の案件でございます。

アドバイス案を説明する前に、今年度の専門家アドバイスの概要等につきまして、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○佐藤主査 田園都市づくり課、佐藤と申します。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料２－１を御覧ください。

こちらの資料に従って、おさらいになりますが、概要について説明させていただきます。

まず、専門家アドバイスの位置づけですが、埼玉県の公共事業景観形成指針に基づいて行うものでございます。指針の中の第６、運用システムの中の２番に設定されております。

今回行うものにつきましては、（１）の基本設計段階のものになります。

それから、アドバイスの取扱いについて、こちらは義務づけをするものではないという事がまず一つ前提としてございます。様々な付与条件がございますので、必ずしも実行可能であるとは限らないという事から、義務づけをするものではないとしております。

それから、１つの目的として、事務に携わる職員について、配慮すべき事項であるとか、工夫の仕方に気づく機会を与えること、こちらを主眼としているものでございます。

審議機関としては、大沢部会長を初めとする６名の方に桑田会長に指名して頂き、委員となって頂いております。

裏面に参ります。

今年度のアドバイスの概要について、対象事業は、３１県住加須北小浜団地建設工事設計業務であります。資料では括弧で計画段階と書いてございますが、正しくは基本設計段階でございます。申し訳ございませんが、資料の修正をお願いします。

事業担当課は、都市整備部営繕課でございます。

部会につきましては、屋外の時と同様に２回に分けて行っております。まず９月１１日に大沢部会長、池邊委員、田中委員にご参加頂きまして、現地を調査した上で意見交換をして

頂きました。それから10月16日の午後になりますが、吉田委員にご出席願いまして、現地を調査した上でご意見を伺っております。

概要については、以上となります。

○桑田会長 それでは、本日のアドバイス案概要をご説明いただいたので、部会長のほうから説明をお願いします。

○大沢委員 お手元に資料2-2というものがございます。A3横のものでございます。

先ほどご説明頂いたとおり、県の住宅の加須北小浜団地でございます。加須駅から大体車で15分から20分程度のところでございます。周りは田園地域が広がっている市街化調整区域の中に位置する団地でございます。団地のほうから東北道も見えるような場所でございます。

今回、お手元にアドバイスの趣旨ということで、住民が団地に対して誇りを持つことで良好な景観を維持したくなるような建築物及び外構のデザインとするというのをアドバイスの趣旨と設けているところでございます。

お手元のところに平面図がございますが、今回、解体建物を示すというところがあります。この3棟がいずれか解体されて、そこに新たな建物が建つということでございます。その解体建物の上側にございます11号棟とか10号とか建っているのは、新築されたものでございます。隣の1、2とか書いてある8ぐらいまでは、同じように3、4、5と同じような団地の形態になっておるところでございます。

実際に現場を拝見したところ、ちょっといろいろ美観上問題がある点とか、ちょっと散乱しているような、ごみというわけではありませんが、いろいろ自己所有物のいろんなものが不規則に散乱しているような状態もございましたので、やはりそういった状況をしたくならないような、しないような誇りを持つ、自分の住まいに誇りを持つということが示せるような建築物及び外構のデザインが必要ではないかなということで、このアドバイスの趣旨の下に書いてあるところでございます。

1番目の建築物に関するアドバイスでございますが、まずは建物を明るくきれいに見せ続ける工夫をするというようなものをコンセプトとして考えております。とにかくちょっとやはり暗くなっちゃうとか、ちょっと経年変化で大分一部が黒くかすれている状況とか、排気口のところからちょっと何か黒く滴るような、そんな状況もございました。ですので、そういったことがない、きれいに見せ続ける工夫というのをしたほうがいいのではないかなということで、2番目に、経年変化、劣化による建築物の汚れを目立たなくするというのも

のをしております。

それから、もう一つ、1番目でございますが、明るくきれいに見せ続ける工夫ということで、バルコニー等の立ち上げをコンクリートではなく、フェンスとかガラス、パンチングメタルなどを用いてきれいにする、それから風通しをよくしようとか、そういったことを考えたらいいのではないかとということで、すみません、順番逆になって恐縮ですが、1番目のきれいに見せ続ける工夫ということで示しております。

2番目は、先ほどちょっとお話しした経年変化の劣化が非常に目立っていましたので、そういったことがないようにしましょう。それが、最終的には、最初のアドバイスの趣旨の誇りを持って良好な景観を維持したくなるということにつながるのではないかとしております。

それから、カラーということで、我々現場で見たときにも、全体の色、周りの田園景観からも含めて、色についてやはり専門家のアドバイスが必要であろうということで、吉田委員に別途来ていただきまして、見ていただいたところがございます。全体のカラーシステムを組み立てる上での細部を検討しましょうということで、非常に細かいカラーの色の在り方というものを、今回アドバイスということでさせていただいているところがございます。

続きまして、外構等に関するアドバイスでございますが、今回、団地ということですが、急に団地というような感じもして、周りに集落もありますが、急に団地というものもあるので、団地の入り口に何かゲート性を持たせるようなものを考えたらいいのではないかと。シンボルツリーなど、少しでもメインゲートがあるような役割を示したほうがいいのではないかなということを示しております。

それから、もう一つ、見え方を意識した施設のデザインとか、例えば今後ここでも附置義務関係である駐車場が設置されるということですが、その駐車場の配置の在り方とか、それから今後入居者の高齢化というのも進んでいるというので、デイサービスの車も入ってくるということがありますので、そういった見え方とか施設の配置論を、見え方を踏まえた施設のデザイン配置にしたらいいのではないかとことをしております。併せて、このときに建物以外の施設の色、これもそれぞれ建物とか外構部分でばらばらに色についてやってしまうとよろしくないなので、色相はトーンを落とすとか、そういったアドバイスもしておるものがございます。

それから、もう一つ、維持管理をしやすいハード面の工夫をしたいと。例えばこの写真のところにもありますが、どうも違法駐車をなされる方とか、ごみを捨てるような者もいるので、こういったポールを置いておるのですが、これが経年変化で硬くなったりして、何か

蹴飛ばされて壊れているような、そんなちょっと寂しい状況も見られましたので、そういったことがないように、石材のプランターに変えたりとか緑化したりすると、そういった工夫でちょっとでも変わるのではないかなということでアドバイスしているところでございます。

さらに、この団地の中、集会所のところにも木があったのですが、多分どこかで倒れて非常に大きい切り株がただ単に残っているだけとか、あまりよろしくない状況も見られましたので、さらに言うと、緑化計画を考えて、自治会が管理しやすいような緑化方法についても、何らか提案できたらというふうでアドバイスさせていただいているところでございます。

以上、雑駁でございますが、建築物に関するアドバイス、それから外構等に関するアドバイスということで、建築物で3点、外構に関する観点で2点しておるところでございます。

以上です。

○桑田会長 大変分かりやすく、かつ具体的なアドバイスをまとめていただきまして、ありがとうございます。

まずは、事務局から補足するところがありましたらお願いいたします。

○佐藤主査 特にございません。

○桑田会長 よろしいですか。

○佐藤主査 はい。

○桑田会長 それでは、ただいまの大沢委員からのご説明について、質疑、質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○荷田委員 いいですか。

○桑田会長 はい、お願いいたします。

○荷田委員 すみません、説明ありがとうございました。

1番の建築物に関するアドバイス、それから2番の外構等に関するアドバイス、どちらにかかると分らないですけども、この団地は独立した団地ではなくて、まちの中にある団地というふうに意識していますけれども、地域との一体性みたいなものはどういうふうに考えたらよいのでしょうか。

○大沢委員 実は、まちの中にあるというわけではなくて、まちから離れた郊外にある感じで、たしか市街化調整区域だと思いますが、市街化区域の外にあるところで、四角形で言うと大体2辺は田んぼが広がっている、もう一辺は隣が駐車場というような感じで、団地の方とか周りの方のちょっと駐車場。南側はもともとあるような田園の中にちょこっとあるような集落、そこにお店があるような、そういった集落の中にあるという形で、まちの中に連担して



存在していると、そういった団地ではない感じになっていました。

○荷田委員 分かりました。ありがとうございます。

○桑田会長 他にいかがでしょうか。

○梶島委員 すみません、建て替えられて高層化するのですか。このまま4層で建て替えられるということが前提ですか。

○佐藤主査 いや、確かほぼ同等規模の。

○梶島委員 やめたほうがいいのにね。高齢者が増えてくると、4階までエレベーターが付けられればいいけれども、付けられなかったら。

○(司会) 矢部副課長 エレベーターは付く予定です。

○梶島委員 付くのですか、じゃ、いいですね。

○岡田主任 高さは同じで、現在と同じ4階建ての物を、3棟ではなく2棟建てる予定だと伺っています。

○梶島委員 そうですか。

○桑田会長 今後、建て替える棟にはエレベーターを設置するとなっていますよね。

○岡田主任 はい、そうです。

○桑田会長 よろしいですか。

○梶島委員 はい。

○桑田会長 じゃ、他にいかがでしょうか。

繰り返しになりますが、具体的かつ分かりやすくおまとめいただいたかと思います。おおむねこちらの案でよろしいかと思えますけれども、皆さん、よろしいでしょうか。

(はい)

では、本当にご協力ありがとうございました。

では、続きまして、報告事項の(2)広域景観形成の取組について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○佐藤主査 説明いたします。

資料のほうは、資料3を使って説明させていただきます。

今、県で取組んでいるのは、歴史のみち広域景観形成プロジェクトということで、旧街道沿いの宿を主に8地区ほどモデル地区として設定しておりまして、毎年まち歩き等を行うことで、景観に関する意識の醸成を図っていこうという事をやっております。

前々回のこちらで報告した際に色々ご意見を頂いた中で、告知類をもう少しグラフィック

的に頑張ったらいい、大事な事だから頑張らなさいというご意見頂きました。資料3-1ですが、これが今年度告知で使ったポスターでございます。表裏両面でございますけれども、我々自身の手で、主に岡田が作りましたけれども、ビジュアルに力を入れて作らせていただきました。

成果というか形としては、庁内のものではございますが、広報コンクールで審査員特別賞を頂いたという事で、一定の効果があったのではないかと考えております。

それから、参加者の高齢化が気になっていたところでございますので、それを何とかしようという働きを今年度はしております。もちろんこのポスターとかでグラフィック的に若者に訴求したいという気持ちもありますが、もう一つの取組としまして、例年、先着順の申し込みでやっていたものを抽選としました。抽選は年代別に、20代以下で抽選、30代から40代といった要領でやらせていただきました。

資料3-2を御覧になって頂きたいのですが、1ページ目が申込みの状況、各地区どんなところから申込みがあったのかというものです。

2ページ目が実際の参加の人数で、実参加の人数の方が、天候の関係で若干申込みより少なくなったりとか、当日キャンセルが出てしまっていたりしますが、人数を示したものです。

3ページ目が、昨年度のものになります。昨年度の申込み状況です。

4ページ目が、昨年度と今年度の比較になっております。昨年度は地区的に小川町がやっておりませんので、比較については、小川町を除いた形で比較の数字を出させて頂いております。右下が全体の比較ですが、当然と言えば当然ですけれども、60代以上と比べて50代、40代、30代、20代が増えているという形になっております。

今年度につきましては、さらにもう少し工夫を進めて、若い世代であるとか、地元の若い人に訴求するような形の取組を進めていきたいと考えております。

説明は以上になります。

○桑田会長 よろしいですか。

それでは、ただいまご説明ありました広域景観形成の取組についてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

すみません、1点だけ。

これすごくいいフライヤー、チラシだと思いますけれども、年度といいますか、これは、このときは多分2019年度のものだったということですかね。

○佐藤主査 はい、そうです、今年度のもので。

○桑田会長 それがどこかに入っていると。

○佐藤主査 なるほど、そうですね。

○桑田会長 というのは、今度すごく関心ある人が、何か翌年間違って申し込んでくるとかあり得なくはないのですよね、どこかで見たとか。なので、ぜひ年度をいつというふうに入れておいていただければ。あと、資料的にもこれいつだったかというのが、私だけかもしれませんが、分からなくなってきたりするので、入れておいていただければと思います。

○岡田主任 かしこまりました。

○吉田委員 僕もこれなかなかきれいだなと思って、歴史のみちの景観モデル地区というのは何かちょっと僕が知らないで申し訳ないですけども、基準か何かを持っていて調整しているとかということはあるのですか。景観上、ちょっと気になったのは、裏の2番目の小川町とかで、この左の端のほうの黄色いこの住宅やめてほしいなと思ったり、さらにはこういう地区だったら、国交省も言っていますが、カーブミラーも最近もうダークブラウンぐらいにして欲しいと思ったりします。そういうところを変えてくれないかなと思ひまして。そういうところも少しずつ変わっていくと、もう少し町並みの連続性が出ていいかなと思います。

○佐藤主査 これは特に基準とか確たるものではなくて、街道沿いの宿場町で、市町村に問い合わせをして手を挙げていただいたところでやっているという形です。

○吉田委員 何かそのうちもう1ランク上がるような、景観上の。

○佐藤主査 そうですね、はい。

○桑田会長 今の吉田委員さんのご意見ですが、現場に行くと、いい町並みに気を取られてあまり意識しなかった。私も行ったことがありますけれども、あまり意識しなかったのですが、写真で客観的に見ると、確かにな、というのは私も思いました。現場に行くと、この建物とかに意識がいて、すごくいい長屋建ての建物だななんて思ったりするのですけれども。分かりました。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

お願いいたします。

○荷田委員 私もこの資料3-1の写真見て、すごいよくできているなと思って感心したのですが、何か職員さん作られたということなので、技術力のある方がいらっしゃるのですね。

それで、提案というか、ちょっと考えたのですけれども、参加者がだんだん増えているので、もしかしたら必要ないかもしれませんが、例えばですけれども、3か所回ってスタンプ

ラリーみたいにしておいて、全部回ったら何か田園都市づくり課さんのほうでグッズを用意してお渡しするとか、そんなような形にするとなかなか面白いのかなというふうに思いましたので、参考までに申し上げます。

以上です。

○桑田会長 何かありますか。

○佐藤主査 ありがとうございます。

各地区とも独自の考えもございまして、やっている中で、そろそろ連携してやろうという話も出ていております。毎年集まって打合せをしてからやっているものですから、提案してみます。

○桑田会長 その他いかがでしょうか。

お願いします。

○朝倉委員 私もすごくすてきなチラシだなと思いました。ただ、私がちょっと老眼が進んでいるからかもしれないのですが、写真の上に文字が重なっていると、読めないところとかがありますよね。これ多分、県の方は読めるのかもしれませんが、一般の方はちょっと見にくい。読めないと情報が入ってきませんので、もう一工夫して頂くと、それぞれの地区の魅力を理解した上で申し込んでいただける方が増えるのかなと思いました。

それから、申込み方法も本当に小さく書いてあるので、ここももう少しアピールするといいいのかなと。全てのコースの申込者が定員を今回オーバーしたのでしょうかね。ただ、実際に蓋を開けてみたら参加者が定員に満たなかったと。天候等々もというお話がありましたけれども、やはりきちっと定員を確保して定員に来てもらうということが、地元の方の、地元の方がこれご案内されたりするのですよね。なので、地元の方の次へのモチベーションになるかとも思いますので、チラシだけではない方法で集客されていると思いますが、もう少し個々のまちの情報をきちっと伝えるようなチラシにして頂くといいいかなというふうに思いました。

それから、無料であるということも、多分申込者が多いという理由かとは思いますが、これ地元にお金落ちないですよ。道々皆さん何か買ったりとか、買えるようなお店にご案内したりとかされているのでしょうかね、どうでしょう。

○佐藤主査 まち歩きの会として、買い物はこちらですとか、あまりそういう事はやっていないですけども、参加された方が独自に行っているのを止めることはないです。

○朝倉委員 もちろん県としては、もうけようと思っていないのはよく分かりますけれども、

誇りを持ってもらうというのはすごく大切ですが、その先、まちが潤うということを地元も考えたほうがいいと思いますね。30人来てくれてラッキーじゃなくて、30人来てくれた上で、ああ、こんなに売上げが伸びたというようなお店が1軒でもあると、地元の方がよりハッピーになれると思いますので、私の個人的な意見としては、ちょっと参加料を取って、逆にそれでここでこれをちょっと試食してみましようとか、地元のお土産を付けましようですとか、あるいは保険の問題、もし歩いている途中に交通事故に遭ったりしたときに、県が責任を負えないということになりますので、国内旅行日帰り保険みたいなものが1人100円とか200円を入れるはずですので、そういったものも含んで、例えば参加料500円ですと案内をして、それでも来てくれるというようなお客様を増やしていくという方法もあるかと思いますが、次年度以降のオペレーションですよ、その点も、参加者の安全確保と地元への、あまり言いたくないと思いますが、お金を落とすような仕組みも、何とか工夫をして盛り込んでいただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○佐藤主査 ありがとうございます。

各地区とその方向で事前の打合せを進めてまいりたいと思います。

○細田課長 観光分野のことのご意見いただきました。

全体で7地区ありますが、まち歩きは全て午前中に設定しております。ですので、参加者の方々は歩いているところにちょっとおいしいお店があるかなとか、そこで帰りに何か買っていこうというような話をされておりました。

あとは、例えば深谷宿、深谷市は、この日、市を挙げての産業祭ということで、歩行者天国にしてやっている。あえてそのようなイベントに合わせてまち歩きを何とかお願いしたいという働きかけもしておりました。あと、妻沼地区につきましては、国宝のいわゆる聖天様というのがありまして、そこのご案内もしたり、あとは春日部市では、羽子板を造っているところにもお邪魔したり、鴻巣市ではひな人形とか、直接そこで何か商談が成立するわけじゃないですが、まち歩きのコースに入れていただいております。

今ご意見としていただきました参加料の話ですが、保険については県で入っております。地元へのお金を落とす仕組みであるとかについても、引き続きモデル地区の都市の皆様と話し合っ、て、こういうご意見があったということで話し合いを進めてまいります。ありがとうございました。

○梶島委員 付け加えて、これも県の単独事業としてやってももちろんいいのだけれども、そ

うすると、今みたいなお金が云々という、その店だけを紹介して終わりという話になるので、観光協会とか商工会とか、そういうところとのタイアップをするとよいと思います。ちょうど時間的にはお昼御飯を食べて帰って頂くという、何かそういうタイミングかなとも思うし、これはどこもそれぞれ美味しい物とか、美味しいお店のあるまちなので、ぜひ景観は景観、文化は文化、商業は商業じゃなくて、もう少しそこを総合的に捉まえるような懐の深さが必要かなと思います。

○桑田会長 ありがとうございます。

○細田課長 大変貴重なご意見ありがとうございます。

実は課内でも、まち歩きイベントの開催準備にあたり、そのような話を議論しています。観光がメインなのでしょうかとか、外国の方の利用なのかとか、またあるいは地元の方をターゲットにしてはではどうかとか。

実は、埼玉県の景観アクションプラン、これはいわゆる埼玉県の広域的な景観計画の取組みですが、例えば街道筋のところでは何かネットワークできないかとか、水辺の軸であるとか、遠くの例えば山々とか、そういったところで何か県が広域的に取組めないかということで、今回、街道の旧宿場町といった感じで取り組んでおります。例えばまち歩きに参加された皆さんが、この宿場町に行ったからあちらの宿場町も行きたいねとか、じゃ、他の宿場町も行ってみようかというような動きを期待しております。

あとは、地元の方に地元のいいところを知って頂くということで、それをまず景観から見て頂きたいという狙いもあります。

実は県民の方から深谷市の渋沢栄一について、渋沢栄一記念館へ行かないのですかとか、観光の視点での問い合わせがありました。ですので、今、委員の皆様から頂いた話については、引き続き少し幅広く県でも検討し、市のモデル地区の方と、なぜそれをやって、どう実施するのか検討していきたいと思います。引き続き、県として広域景観、歴史のみち、まちの景観資源を生かして進めてまいりたいと思っています。

○桑田会長 よろしいでしょうか。

それでは、貴重なご意見こちらにいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事としては終了です。ご協力ありがとうございました。

進行を事務局……、はい、どうぞ。

○梶島委員 すみません、その他で1つよろしいでしょうか。

今日の屋外広告物の禁止地域図をつらつら見ておりましたら、今度、行田にあるさきたま

古墳群が特別史跡に登録されますね。これは古墳としては日本で3例目だし、この50年間、特別史跡として指定がなかった、そういうものです。それが今年指定になるということもあって、今ちょっと地元は何かややオーバーヒート気味です。ただこれを見ると、さきたま古墳公園の周辺は、今は結構水平に広がる田園景観がすごく魅力的ですが、それをきちんとコントロールしていかないと、せっかくの特別史跡の古墳が見えなくなったり、そのそばにある武蔵水路や、それに沿ったさきたま緑道、何かこういうところをきちんと広告物の禁止区域としてコントロールしていくことが必要なんじゃないかなと思います。今あるところをどういう風を守ろうかというだけじゃなくて、新しく出てくる色々な事柄にうまく適用して、なお美しい田園景観、あるいは文化的な景観を残していくかということも、今後議論していただきたいなと思います。

○細田課長 大変貴重なご意見ありがとうございます。

今本当にまさにそういうホットなところでございますけれども、条例の改正に当たりましては、全県を見渡して、全てもう一回、今の時代、今の状況が変わったということを踏まえて全てチェックいたします。今本当に貴重なお話を頂いたのですけれども、元々はその前も日本遺産ということで地元も取り組んでいますし、県でもまち並み景観形成モデル事業を仕掛けているところでございます。そういった意味も踏まえまして、積極的に新たに禁止地域を設けるということについて、全県を再度見直して取り組んでいければと思っております。

○梶島委員 行田はこのタイミングは取組みやすいだろうという、そのタイムリーなところはうまく捉えてほしいと思っています。

それと、もう一つそういう意味では、入間市にある青梅入間線とありますよね。地元では茶どころ通りと呼びますけれども、この文化的景観をぜひ残すというか、邪魔しないで欲しい。せっかく茶業者が一生懸命お茶作っている、そういう美しい景観が捨て看で何かぼろぼろになっているので、そこをこれからコントロールする対象として考えてみて頂けるとありがたいと思います。

恐らくそれぞれみんなお持ちなんじゃないかと思いますが、ここはこうなんじゃないか、何かそういうものを1回ちゃんと拾ってみてはいかがでしょうか。

○細田課長 ありがとうございます。

条例の改正の内容と場所という視点でお話を頂きありがとうございます。

実務の話で申し訳ございませんが、禁止地域の新たな区域やその視点については、市町村に全てご意見をお伺いして、よければ県で案を策定という話になると思います。条例改正案

や、禁止地域の新たな指定に関するご提案とかなの場合は、必ずこの審議会に諮問させていただければと思います。市町村のご意見も踏まえつつ、また地域の事情も変化しているかもしれないので、またご報告、ご相談させて頂ければと思います。ありがとうございます。

○桑田会長 ありがとうございます。

その他、他に何かございますでしょうか。

それでは、事務局に改めて進行をお返ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○（司会）矢部副課長 本日は、桑田会長はじめ、委員の皆様には貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

次第の4のその他になりますが、事務局から説明事項がございます。

○佐藤主査 2点ほど報告させていただきます。

まず1点目は、新河岸川広域景観づくり連絡会関連でございますが、シラコバト賞に推薦していましたという事を前回ご報告申し上げたところですが、長年の功績が見事に認められて、今年度受賞が決定しまして、11月14日に授賞式が行われました。

もう一点、2点目ですが、先ほど話が出たまち並み景観形成モデル事業についてですが、前回の審議会で、行田市をモデル地区に選定したという報告をいたしました。その後、市は積極的に事業に取り組んでおりまして、地元での説明会等を重ねて、今年度末までにモデル地区に選定した通りの基本的な概念、どういう形にするのがいいだろうかというところを詰めようとなった事と、同時に個別の外観修景工事についても、具体的に取り組むところを決めてプランをつくろうという事で進捗しているところでございます。

以上です。

○（司会）矢部副課長 今の事務局の説明、報告の中で何かご質問等ございますか。

では、ないようですので、以上をもちまして、第55回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

来年度の予定ですが8月頃の開催を考えております。また、日程等は早めにご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

午前11時22分 閉会